

# 第三者評価受審費用助成制度について

～社会福祉事業振興のための助成金のご案内と活用例～

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会  
経営支援課



# 社会福祉事業振興のための助成金とは

- ・ 民間社会福祉施設の円滑な運営と振興を図るために、昭和52年に設置された基金。
- ・ 主に、社会福祉事業振興のための助成事業として、民間社会福祉施設の地域貢献や人材育成などの取り組みに対する助成金に活用している。

民間社会福祉施設・市町社協のみなさんへ

## 【助成対象】

静岡県内の第1種・第2種社会福祉事業を実施する  
民間社会福祉施設及び市町社会福祉協議会

令和7年度 社会福祉事業振興のための助成金

～「やりたいこと」を実現する、戦略的活用ガイド～

「やりたいこと やってみよう！」



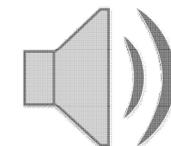
## 【助成率】

申請事業所が県社協会員の場合 7/10

非会員の場合 5/10（区分1、8を除く）

★令和8年度は助成内容が変更になるかもしれません。

（現在協議中、決まり次第県社協HPで公開します。）



# 【助成区分】

区分	助成メニュー
区分 1	第三者評価事業受審助成
区分 2	地域との連携協働推進事業
区分 3	職場内OJT助成事業
区分 4	法人間連携推進事業
区分 5	法人の経営適正化のための事業
区分 6	防災減災対策・福祉避難所設置助成事業
区分 7	移動支援事業
区分 8	法人後見立ち上げ事業
区分 9	人材確保・定着促進事業

NEW !



# 【対象経費】

科目	内容（例）
手数料	第三者評価受審料
諸謝金	外部講師、委員謝金
旅費交通費	外部講師、委員旅費
消耗品費	事務用品等
印刷製本費	各種用紙印刷
通信運搬費	電話、ファックス使用料、はがきその他通信・運搬に要する支出
会議費	会議等におけるお茶菓子代、食事代等の支出等
業務委託費	事務業務を一部委託するための支出
賃借料	会場使用料、リース料、コピーカウンター料等

## ●対象とならない経費

経常的な運営経費、事務経費（人件費、報酬、家賃、光熱水費、施設整備費）  
パソコンやコピー機等、組織運営のために日常的に使用する備品や物品購入



# 区分 1 第三者評価事業受審助成

第三者評価事業を受審した際に係る受審費用について助成します。

## 補 足

- ・ **最低 10万円は各施設負担**
- ・ その他の助成金を活用する場合はその額も差し引いて助成
- 県社協会員・非会員ともに上限
- ・ 第1種社会福祉事業 20万円 ・ 認可保育所 15万円 ・ その他の社会福祉事業 10万円

## 例えば...

- 1 第1種社会福祉事業の例 受審費用が33万円の場合  
→ 自己負担13万円 + 助成金20万円
- 2 認可保育所の例 受審費用38万5千円の場合  
→ 自己負担10万円 + その他助成金（市役所からの加算金等）15万円  
+ 助成金13万5千円

# 【申請方法】

申請書提出期限



## WEB申請の開始

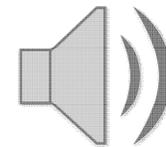
一般助成は今年からWEB申請になりました。  
※特別助成はメールまたは郵送

助成対象期間

年度内（交付決定をした年の翌年3月末日）

その他

申請数の上限は1法人3件まで。



# 【助成金交付までの流れ】

【助成希望の法人・施設】 ① 交付申請書の提出



【県社協】 審査・交付決定、交付決定通知送付



【助成希望の法人・施設】 事業実績報告書の作成・送付



【県社協】 交付確定通知の送付



【助成希望の法人・施設】 請求書の送付



【県社協】 助成金の交付

民間社会福祉施設・市町社協のみなさんへ

## 令和7年度 社会福祉事業振興のための助成金

～「やりたいこと」を実現する、戦略的活用ガイド～

「やりたいこと やってみよう！」



# 社会福祉事業振興のための助成金をぜひご活用ください

●申請書様式はこちらからダウンロードできます

→ 静岡県社会福祉協議会WEBサイト(shizuoka-wel.jp)



●申請書の書き方、申請前の御相談など

【お問合せ先】

・TEL.054-254-5231（静岡県社会福祉協議会経営支援課）

・メール.kikin@shizuoka-wel.jp

●過去の活用事例を公開しています！

<http://Shizuoka-wel.jp/help/development/>

